

2024年5月15日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
(コード番号 8306)

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表取締役社長 亀澤 宏規、以下 当社）は、2024年6月27日開催予定の第19期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該議案に反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

### 1. 株主提案の内容

別紙2をご参照下さい。

### 2. 当社取締役会意見

#### (1) 議案1. 定款の一部変更の件（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）について

本議案に反対いたします。

当社は、気候変動対応が生物多様性の保全や人権尊重等と密接に関連していることを認識し、サステナビリティに関する幅広い課題解決への貢献が必要だと考えています。

取締役の指名に際しては、気候変動等サステナビリティの観点を含めて、知見・専門性、経験のバランスの取れた取締役会構成とし、指名ガバナンス委員会による選任方針等を開示しております。取締役会の監督のもと、サステナビリティについては、新中期経営計画の中核に位置づけ、適切なガバナンス態勢を構築しております。取締役会の実効性が確保されていることは、年次で評価・確認し開示しております。

今後もステークホルダーの皆さんに弊社の取り組みをよりご理解いただけますよう、情報開示の充実化に取り組んでまいります。

一方で、会社の定款は、商号、目的、機関、発行可能株式総数等、会社法に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものです。

経営戦略の策定にかかる個別的な方針、気候変動問題等の特定の経営課題への対応等を定款に定めることは、方針の機動的な変更及びその速やかな実行の制約となる虞もあり適切ではありません。加えて、多岐にわたる経営課題を有する当社にとって、気候変動関連にのみ焦点を当てた内容を定款に組み入れることは、安定した金融決済機能の提供や少子高齢化等の社会課題対応等を含む、当社の経営戦略の全体的なバランスを損ね、その効果的な実行に制約を加え、ひいては会社の企業価値の毀損に繋がる虞もあります。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

【ご参考】上記取り組みについては、以下に開示しております。

	レポート名	内容
1	MUFG Report 2023（統合報告書）	当社の持続的な価値創造に向けた取り組みにつき報告しております <a href="https://www.mufg.jp/dam/ir/report/disclosure/pdf/ir2023_all_ja.pdf">https://www.mufg.jp/dam/ir/report/disclosure/pdf/ir2023_all_ja.pdf</a>
2	コーポレート・ガバナンス報告書	CG コードに照らして、当社のコーポレートガバナンス態勢について報告しております <a href="https://www.mufg.jp/dam/profile/governance/report/pdf/report_ja.pdf">https://www.mufg.jp/dam/profile/governance/report/pdf/report_ja.pdf</a>

## (2) 議案2. 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画に関する評価）について

本議案に反対いたします。

当社は、2021年のカーボンニュートラル宣言以降、気候変動対応に関する戦略や取り組みを加速させ、その進捗を継続的に開示してきました。2024年4月に公表した MUFG Climate Report 2024 では、本議案で開示を求められている、パリ協定 1.5 度目標との整合性を含むお客さまの移行状況の評価や、お客さまが信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置等を体系的にまとめた「実効性を高める管理の枠組み」について、情報開示を行っています。

一方で、会社の定款は、商号、目的、機関、発行可能株式総数等、会社法に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものです。

経営戦略の策定にかかる個別的な方針、気候変動問題等の特定の経営課題への対応等を定款に定めることは、方針の機動的な変更及びその速やかな実行の制約となる虞もあり適切ではありません。加えて、多岐にわたる経営課題を有する当社にとって、気候変動関連にのみ焦点を当てた内容を定款に組み入れることは、安定した金融決済機能の提供や少子高齢化等の社会課題対応等を含む、当社の経営戦略の全体的なバランスを損ね、その効果的な実行に制約を加え、ひいては会社の企業価値の毀損に繋がる虞もあります。

### 【実効性を高める管理の枠組み】

1. お客さまの移行計画とパリ協定 1.5°C 目標との整合性は、トランジション評価フレームワークで確認しています。具体的には、お客さまが取得する第三者機関の認証等を含む公開情報、および、お客さまとのエンゲージメントを通じて得た、より詳細な計画や、それを支える主要技術等の非公開情報も踏まえ、お客さまの移行状況を 6 分類で評価しています。

2. お客さまがパリ協定に沿った信頼性のある計画を作成しなかった場合には、エンゲージメントを通じて、地域・事業特性の違いなどを踏まえた戦略策定を支援します。ただし、一定期間のエンゲージメントを経ても移行に向けた具体的なプランや方向性を確認できない特定の取引先については、条件や方針の見直しを検討するエスカレーション・プロセスを導入しています。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以上

(別紙 1)

## 【ご参考】

カーボンニュートラル実現に向けた当社の取り組みにつきましては以下の当社 HP もご覧ください。

### ① 「MUFG Climate Report 2024」

GFANZ ガイダンスに沿った移行計画の内容も含めて、MUFG の脱炭素に向けた幅広い取り組みの進捗や実績、そのベースとなる考え方を報告しております。

[https://www.mufg.jp/dam/csr/report/progress/climate2024\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/csr/report/progress/climate2024_ja.pdf)

### ② 「MUFG サステナビリティレポート 2023」

持続可能な環境・社会の実現と持続的成長に向けた MUFG のサステナビリティの取り組みについて、方針や体制・施策を中心に、直近の取り組みをまとめています。

[https://www.mufg.jp/dam/csr/report/2023/sr2023\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/csr/report/2023/sr2023_ja.pdf)

その他、各種セミナー資料につきましては以下の当社 HP をご覧ください。

<https://www.mufg.jp/ir/presentation/index.html>

## 株主提案の内容

議案 1 定款の一部変更の件（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）

### 提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

#### 第5章 取締役および取締役会

第 条 取締役の指名（気候変動関連の事業リスクおよび事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）

当会社は、当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴う事業リスクおよび事業機会を踏まえ、取締役会全体の知識、経験および能力の適切なバランスおよび多様性に留意しつつ、気候変動関連の事業リスクおよび事業機会の管理が当会社の中核的な経営戦略に確実に組み込まれるよう、取締役の指名および取締役会の実効性評価に関する方針および手続を策定し、開示する。

### 提案理由

本提案は、当社の取締役会が気候関連の事業リスク及び機会の適切な監督能力を備えているかにつき、株主が評価する上で必要な情報開示を求めるものである。

当社は化石燃料等の炭素集約型セクターに大きく関与し、気候関連の重大な財務リスクに晒されているが、取締役会が当該リスク低減の責務を果たし得るか、現状株主は評価することができない。気候関連の事業リスク及び機会を適切に管理するため、取締役会には、気候科学、低炭素化、公共政策等に関する専門性が必要となる。

本提案は、日本のコーポレートカバナンス・コード及び投資家団体（TPI 等）や国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）等を通じて投資家が求める情報開示に合致する。

本提案の可決により、投資家は自己の投下資本の安全性を理解するための重要な情報を知ることができ、また、当社は脱炭素経済への移行に伴う事業リスク及び機会を適切に管理し、企業価値を維持することが可能となる。

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 2 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画に関する評価）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する

第 章 気候変動関連リスク管理

第 条 移行計画（顧客の気候変動移行計画に関する評価）

当会社の気候変動への公約および気候変動リスク管理戦略を踏まえ、当会社は次の情報開示を行う。

1. 化石燃料セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定 $1.5^{\circ}\text{C}$ 目標との整合性<sup>1</sup>について、当会社がどのように評価を行うか。
2. 当該セクター顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置（新規資金提供<sup>2</sup>の制限を含む）。

提案理由

本提案は、当社が顧客の脱炭素移行を支援することにより、当社が気候変動関連リスクを適切に管理していることを株主が判断する上で必要な情報開示を求めるものである。

当社は「最大のゴールである 2050 年ネットゼロ、 $1.5$  度目標の達成」を公約し、気候変動リスクを「トップリスク」と認識している。また、高排出セクター顧客の移行状況を「 $1.5^{\circ}\text{C}$ 整合の中間目標、ガバナンス、排出実績」等につき評価を行うとしている。

一方、当社は、パリ協定 $1.5^{\circ}\text{C}$ 目標と整合する信頼性のある移行計画を有していない化石燃料セクターの顧客に対し、多額の資金支援を継続している。

本提案が求める開示は、当社が表明しているリスク管理措置を適切に実施し、2050 年までのポートフォリオ排出量実質ゼロ公約と整合させるために不可欠である。

これら開示は投資家（TPI 等）の期待に合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資するものである。

1 気候変動移行計画の信頼性を判断するための基準には、以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- 短期、中期、長期のスコープ 1、2、3 の排出削減目標
- これらの目標に沿った戦略（資本支出計画を含む）
- 排出オフセットやネガティブ・エミッション技術に過度に依存していないこと

2 「新規資金提供」とは、顧客に対する新規の企業融資、プロジェクト・ファイナンス及びトレード・ファイナンスの提供（これらのリファイナンスを含む。）、及び顧客に対する資本市場取引のアレンジ又は引受をいう。